

京都市告示第 26 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで、一般社団法人京都府建築士会を京都市公金収納受託者とし、都市計画関係地図の販売代金の徴収事務を委託します。

平成 25 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

(都市計画局都市企画部都市計画課)